

平成 24 年度災害に係る住家の被害認定に関する検討会

第 3 回 議事概要

1 . 検討会の概要

日時：平成 25 年 2 月 20 日(木)14：30～17：00

場所：内閣府(防災担当)特別会議室

出席者：坂本委員長、奥田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、中井委員、
若松委員、
富田参事官補佐

2 . 議事概要

(1)運用指針の改定案について(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(2)東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(3)部位別構成比について(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(4)その他(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

< 主な意見 >

議題 1 について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法】」の「1.津波による住家被害」の図について、大規模半壊は「床上浸水 1 m以上」と明確しておくべきである。

同じく「1階天井まで浸水」は、説明会等で、「試算では損傷の程度」など具体的に例示した方が良い。

運用指針改定案の総則では、「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」のみ記載されているが、「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」についても触れておく。

「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」の「2.地震による住家被害」の調査票を作成する。

角度を測定できるレベル(水準器)を使用して床の傾斜を正確に測定することは、測定する適当な箇所など標準的な測定方法を示すこと困難である。

古い木造在来工法の場合、建物は傾かずに床のみが波打つ場合がある。その

場合は床の被害として判断する。

運用指針における柱の傾きの測定方法について、1つだけ柱が折れている場合には残りの3本の柱を計測し、6隅の場合にはいずれか4個所を計測することにより。

議題2について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法】」とされたサンプル調査については全壊の場合に限るとすることにより。

議題3について

部位別構成比について、現段階では5%刻みとし、実態に合わせた変更を行うことにより。

議題4について

浸水被害のパターンについては「外力あり」「外力なし」の区分ではなく、より被害の実態を表すような表現とすべきである。

(以上)